

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

<p>路線名</p>	<p>蓮田鴻巣線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>桶川市大字加納字笹原九二〇番一地先から同市大字加納字天神八六八番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和四年三月十一日</p>
<p>備考</p>	<p>平成三十年三月十六日付埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一九〇・二〇メートル</p>